

## 補遺「新型コロナウイルス感染症対策を強化するための法律」

2021（令和3）年2月、新型コロナウイルス感染症への対策を強化するために、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が成立した。本書第21版の発行にはまに合わなかったため、補うべく法の概要を次のとおり掲載する。

### 1. 感染症法関係のおもな改正点

#### ○新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけ

- ・新型コロナウイルス感染症の分類を、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に位置づける。
- ・新型コロナウイルス感染症について、新型と再興型の2つの類型を設け、表のように定義を変更する。

表 新型コロナウイルス感染症の分類

分類	定義
新型コロナウイルス感染症	新たにヒトからヒトに伝染する能力をもったコロナウイルスを病原体とする感染症で、国民に免疫がないため、国民の生命と健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
再興型コロナウイルス感染症	かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症で、その後流行することなく長期間が経過していると厚生労働大臣が定めるものが再度流行するものであって、国民に免疫がないために国民の生命と健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。現在の新型コロナウイルス感染症が将来再び流行したときは、「再興型コロナウイルス感染症」の扱いとなる。

#### ○新型インフルエンザ等感染症と新感染症についての療養方式の見直し

- ・新型インフルエンザ等感染症には新型コロナウイルス感染症を含む。
- ・入院勧告と入院措置の対象については、厚生労働大臣が定める程度以上の重い症

状に限定する。

- ・宿泊療養(厚生労働省令で定める基準を満たす宿泊施設での療養)と自宅療養(自宅または相当する場所での療養)の形態を追加する。その場合、都道府県知事は食事の提供など必要なサービスと物品の提供に努めなければならない。

#### ○罰則など

- ・入院措置に応じない場合または入院先から逃げた場合は 50 万円以下の過料という行政罰にすることができる。  
※過料は刑事罰でないので看護師免許取消事由に該当せず、選挙権などの公民権は停止されない。
- ・新型インフルエンザ感染症等の患者などが積極的疫学調査の質問に対し正当な理由がないのに答えず、虚偽の答えをし、正当な理由がなく調査を拒み、妨げ、忌避した場合に 30 万円以下の過料に処することができる。
- ・すべての感染症に関し緊急時に、医療関係者と検査機関に厚生労働大臣・都道府県知事は感染症の蔓延防止措置への協力を求めることができる。また、その求めに対し、正当な理由なく応じなかったときは勧告し、勧告に応じなかったときはその旨を公表することができる。

## 2.新型インフルエンザ等対策特別措置法関係のおもな改正点

#### ○新型コロナウイルス感染症の扱い

- ・新型コロナウイルス感染症が感染症法における新型インフルエンザ等感染症の類型に位置づけられたため、それまで特例として新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に適用することを規定していた附則は削除された。

#### ○蔓延防止体制の整備

- ・「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を創設する。特定の地域において国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある蔓延を防止するために、都道府県知事は措置が必要な業種の事業者に対し営業時間の変更要請と命令ができる。命令に違反した場合は 20 万円以下の過料に処することができる。
- ・政府対策本部が設けられた時点から「臨時の医療施設」を設置できる。
- ・都道府県知事は、緊急事態宣言中に多数の者が利用する施設などの使用制限など

の要請ができる。この要請に応じない場合には要請にかかる措置を講ずべきことを命令できる。命令に応じない場合は 30 万円以下の過料に処することができる。

○支援措置

- ・国と地方公共団体は、新型インフルエンザ等とその蔓延防止措置の影響を受けた事業者に対する財政上の支援措置を講じ、医療提供体制の確保をはかるため医療機関と医療関係者に対する支援などを講ずる。

○差別の防止

- ・国と地方公共団体は新型インフルエンザ等に起因する差別の防止のための必要な措置を講ずる。

○新型インフルエンザ等対策推進会議

- ・内閣に新型インフルエンザ等対策推進会議を設置する。同会議は政府行動計画などについて意見を述べる。

### 3.検疫法関係のおもな改正点

- ・入院に加え、宿泊療養・自宅待機を位置づける。